

府中市保育検討協議会
報告書（案）

平成25年 月

府中市保育検討協議会

<目次>

1	はじめに	2
2	市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項	2
3	地域における子育て支援に関する事項	3
4	市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項	4
5	付帯意見	5
6	おわりに	5

<資料>

- 資料1 府中市保育検討協議会設置要綱
- 資料2 府中市保育検討協議会 委員名簿
- 資料3 府中市保育検討協議会 審議経過
- 資料4 府中市保育検討協議会 提出書類一覧

1 はじめに

府中市保育検討協議会は、府中市長からの依頼を受け、府中市における保育・子育てサービスに関する現状と課題を把握するとともに、2、3年後に始まる税制改革とセットになった「子ども・子育て関連3法」への対応も視野に入れながら、市民の立場や委員それぞれの保育に関わる経験をもとに議論を重ねてまいりました。

ここに8回にわたる本協議会の検討結果をまとめ、府中市における今後の保育行政の願わしい姿や方向性についての協議会の考えを報告いたします。

2 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項

府中市の現状としては、保育所待機児童が依然として解消されておらず、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化が進み、子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。府中市が子育てにやさしい街として発展していくためには、待機児童解消のみならず、在宅の子育て家庭を含めた地域のニーズに対応するための保育環境の細やかな整備と充実が不可欠になっています。

しかし、老朽施設への対応などの課題を多く抱え、財政状況もきわめて厳しくなっていること、さらに厳しい少子・高齢化社会が現実となりつつあること等を考慮した場合、認可保育所の整備拡充をはじめとする大規模な施設整備を中心とした従来型的手法によって切り抜けていくことは現実的ではないと考えます。

こうした厳しい状況の中で、府中市が抱える課題を克服しつつ、さらなる保育・子育て施策の充実を図るためには、子ども・子育て施策を恒常的に重視する姿勢を確保し、保育施設のそれぞれの「特長」をこれまで以上に活性化させ有効に活かすことが不可欠です。

市が今後の保育施策の方向性を検討されるにあたっては、本協議会が検討してきた以下の視点を踏まえたものとなることを求めます。

(1) 市立保育所（公）と私立保育園等（民）がそれぞれの特長を活かし、子育て・保育サービスのさらなる充実に取り組むこと

府中市が運営する市立保育所（公）と民間事業者が運営する私立保育園等（民）の「特長」を明確にするため、以下のとおり現状分析を行いました。

(市立保育所（公）の主な特長)

- 市内の保育施設や関係機関との連携の容易さ
- 地域の住民や施設の特性に関する情報確保の利便性
- 職員異動や合同研修による市全体の保育水準の平準化 など

(私立保育園等（民）の主な特長)

- 利用者ニーズに対する敏感性と運営面における柔軟性や迅速性
- 特別保育事業（延長保育、一時預かり事業等）の高い実施率（積極性）など

現在、市内にある全ての保育施設（公・民）が一体となって、上記のそれぞれの「特長」を最大限に活かすとともに、その「特長」を相互に補完し合うことで、保育・子育てサービスの全体的な充実・発展に取り組むことが肝要です。

市が「今後の役割や方向性」を明確にする際には、以上のような保育施設の設置主体に応じた「特長」を踏まえて、その特長が十分に発揮・強化される施策の展開を行うことを求めます。

（２） 市立保育所の機能を充実し、市立保育所ならではのサービスを提供すること

全ての職員が公務員としてのミッション（使命）を自覚し、市立保育所ならではの保育・子育てサービスの提供に取り組む必要があります。

なお、市立保育所の「特長」に基づく、今後の役割や方向性についての検討結果は以下のとおりです。

（市立保育所（公）の今後の役割・方向性）

① 地域における保育・子育てサービスの中核施設機能化

- ・ 子育て家庭はもとより、全ての世代が交流でき、保育関係者が学びあえる場となること。
- ・ 常時コミュニケーションが取れて相談や援助が求められ、地域住民に安心感を与える開かれた施設となること。
- ・ 全ての子育て家庭に対してアウトリーチ的な支援（地域に出向いての支援等）に取り組むこと。
- ・ 保育・子育てサービスに関わる施設や人材をまとめ、その専門性の向上などで積極的に牽引する役割を担うこと。

② 市民ニーズの把握や先駆的事業等への研究機能

- ・ 市立保育所の横の連携や人員的な規模のメリットを活用し、地域の状況に丹念にアンテナを張り巡らせ、市民ニーズを適確に把握すること。
- ・ 幼保一元化等を見据え、モデル的な事業を創出できるように努めること。
- ・ 保育関係者の研修、育成に寄与する仕組みづくりに取り組むこと。

③ 保育・子育てサービスのセーフティネットとしての機能

- ・ 現状の制度や行政の支援網において、十分に対応できない児童・世帯や要保護児童等への対応を意識的にはかること。
- ・ 災害時等の緊急対応の取り組みを強化すること。

3 地域における子育て支援に関する事項

現在、府中市では、子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応して、多種多様な事業者や市民の手により子育て支援事業が展開されています。

しかし、これらの事業のさらなる充実と底上げが期待されていることは、市民意向調査で明らかとなっています。今後、地域における子育て支援については、以下の事

項が実現されることを求めます。

(1) 身近な地域子育て支援事業の提供

現在、在宅子育て家庭を対象として、園庭開放、子育て相談、一時預かり・特定保育や子育てひろばなど、各種事業が展開されています。これらの努力を高く評価しますが、これらの事業には地域ごとにまだ濃淡があるなどの課題もいくつか見られます。そこで、いつでも誰もが、身近な場所で子育て支援事業を利用できるように、「質」と「量」を拡充するとともに、利用者の視点に立った情報の提供に努めることを求めます。

(2) 地域内の子育て資源のネットワークの構築

子育て支援の更なる充実を図るためには、その担い手である市民ボランティアや民生委員、子育て支援に関わる施設や団体、機関などの多様な地域の子育て支援の資源が一体となって地域内の支援を行うことが必要です。そうした地域内の子育て資源の連携体制（ネットワーク）の構築に向けて、今後は市立保育所が積極的な役割を果たして行くことが求められています。なお、ネットワークの構築にあたっては、後述の「世代間交流の場の提供」を踏まえ、既存の高齢者支援に関するネットワークとの連携の視点をもつことが重要と考えます。

(3) 地域の世代間交流の場の提供

少子高齢化、核家族化により、世代間の交流や日常的な触れ合いの機会が減少しています。子育て経験者が、地域の子育てマンパワーとして活躍できる機会（場）を子育て支援事業や保育施設が提供し、地域内での世代間の交流を深める取り組みを進めることを重視する必要があります。

4 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項

景気低迷による市税の減少傾向が続くなか、保育所関連経費については、保育所の整備費や運営費などが年々増加し、一般会計の歳出総額に占める割合は、平成16年度の6.5%（約54億円）から平成24年度には8.8%（約79億円）に増加しています。

このような状況において、保育・子育てサービスの「質」と「量」をともに落とすことなく、現状や将来的な課題に対応するための一つの方策として、一部の市立保育所について民間活力を導入（民営化）し、併せて市立保育所の機能を重点集約化することにより、全体として府中市の保育・子育てサービスを社会の要請にふさわしく活性化させることは、妥当性があると考えます。

ただし、民間活力の導入（民営化）については、それ自体を危惧する意見もあることを鑑み、市が民間活力の導入（民営化）を進める際には、以下の事項に十分に配慮することを強く求めます。併せて、保育所の管理運営の効率化により生まれてくる財源や人材が、府中市の児童に還元され、府中市全体の保育・子育てサービスの活性化に着実に結びつくことを求めます。

(1) 重点化及び民間移行の対象施設の選定

将来的な保育・子育てサービスの全体像や残された市立保育所が今後担うべき役割・機能を十分に勘案し、一定圏域に市立保育所をしっかりと残していくような、地域的なバランスへの配慮と戦略を持つことが必要です。

(2) 民間活力の導入に関するプロセス

保育所を利用している児童や保護者への影響が最小限となるように、民間活力の導入にあたっては十分な配慮と期間が必要であると考えます。市は、民間活力導入に関する一つひとつのプロセス（手順・手続きなど）について透明性を担保することは勿論、丁寧かつ慎重に実施することを求めます。

(3) 導入と検証・評価

民間活力導入にあたっては、段階的かつ適切に実施することとし、実施後に検証や評価を行う機会を設け、十分にその影響や効果を検証・評価するとともに、この結果を踏まえ、児童、保護者、保育者にとって最善の利益に繋がるように、さらなる改善に取り組むことを求めます。なお、保育制度に法制的な変更が生じた場合も同様です。

(4) その他（市立保育所の高年齢児童定員枠）

民間活力の導入と併せ、市立保育所の高年齢児童定員枠については、恒常的に空き定員が生じていることから、運営の効率化や適正化あるいは機能拡充への充当などが図られるよう見直しを進めることが必要です。

5 付帯意見

- (1) 平成24年8月に可決した「子ども・子育て関連3法」により、認定こども園の拡充や小規模保育所など新たな施設の制度設計が予定されていることから、府中市においても新たな保育施設などに対して十分なサポートができるよう、情報の周知、研修や連携体制などの強化を図ること。
- (2) 利用者負担のあり方については、保育サービスの形態や保育施設によって利用者の負担に偏りが出ないことに配慮し、今後、保育行政のあり方を見直す際には、実際に使われる経費と市の財政力、利用者の負担能力を勘案して、利用者負担（保育料等）の見直しを行うこと。
- (3) 特別保育事業等の保育サービスの拡充を実施する際には、当該サービスが児童にとって過度の負担とならないように配慮すること。
- (4) 現状として市立保育所と私立保育園等の保育施設に従事する職員の給与・賃金の格差が存在していることから、格差の是正に向けて取り組むこと。
- (5) 市立保育所や私立保育園等の職員や保護者と共に、府中市共通の保育内容の水準や指標を策定するための検討を進めること。

6 おわりに

社会の様相は大きく変わり、いつのまにか未曾有の少子高齢化社会が目前にあらわれてきています。少子高齢化は自治体にとっては継続的な税収減少社会、活力減少社会の到来を意味します。そうした社会の中でともすれば見過ごされがちなのが、減っていくことが予想される子どもとその育て・育ちのことです。子どもは将来の市民、国民であり、子どもの頃の豊かな体験や深く愛される体験が、意欲的で思慮深い市民、国民へと成りゆくことを保障します。財源難、活力減少という社会の中で、子ども・子育て関連行政を充実させることには多大な困難が伴うことは私たちも十分承知しています。それゆえ、府中市がこれまで種々の保育充実と子育て支援のための方策を講じてきてことを私たちは高く評価しています。その上に立って、これから、より一層の知恵と勇断をもって、府中市の保育、子育て支援行政をさらに充実させていただき、「子育てするなら府中市で」といわれる街に育てていていただきたいと期待しています。この報告書の内容がその方策を探る際の基準枠になることを願っています。

府中市保育検討協議会設置要綱

平成 24 年 8 月 29 日

要綱第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置主体に応じた保育の現状を分析し、及び市が設置する保育所の管理運営等の今後のあり方を検討するため、府中市保育検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項
- (2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項
- (3) 地域における子育て支援に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 11 人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人
- (2) 府中市保育所父母会連合会の代表者 1 人
- (3) 府中市私立保育園園長会の代表者 1 人
- (4) 市内で東京都認証保育所を経営する事業者の代表者 1 人
- (5) 府中市私立幼稚園協会の代表者 1 人
- (6) 府中市立幼稚園長 1 人
- (7) 府中市民生委員児童委員協議会の代表者 1 人
- (8) 府中市子ども家庭支援センター事業実施要綱第 3 の規定により、市が同要綱に基づく事業を委託する社会福祉法人の代表者 1 人
- (9) 公募による市民 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

府中市保育検討協議会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職
会 長	汐 見 稔 幸	白梅学園大学学長・教授（学識経験者）
副 会 長	木 村 明 子	保育者の専門性研究会（学識経験者）
委 員	安 藤 讓	公募市民
委 員	伊 藤 かつ 子	府中市私立保育園園長会会長（府中愛児園 園長）
委 員	佐 久 間 修	府中市立矢崎幼稚園 園長
委 員	田 口 信 一	社会福祉法人 多摩同胞会（母子生活支援施設 白鳥寮施設長）
委 員	武 井 厚	公募市民
委 員	田 中 公	東京都認証保育所府中市連絡会会長（田中保育所 代表）
委 員	野 坂 昭 弘	府中市民生委員児童委員協議会 児童福祉部会部会長
委 員	平 田 嘉 之	府中市私立幼稚園協会会長（府中白糸台幼稚園 園長）
委 員	米 本 茜	府中市保育所父母会連合会会長

府中市保育検討協議会 審議経過

回	開催年月日	主な審議事項
第1回	平成24年10月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 府中市における子どもと子育て家庭を取り巻く状況について 2 子育てに関する市民の意向について 3 市の保育サービスと課題に対する取り組みについて 4 府中市の財政状況について
第2回	平成24年10月22日	<ol style="list-style-type: none"> 1 認可保育所における保育サービスについて 2 認可保育所による保育サービスの運営主体別（公・民）の比較について 3 認可保育所における保育サービス（全般）に関する保護者アンケートについて 4 認可保育所の建物状況について
第3回	平成24年11月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 府中市における子育て支援について 2 地域における子育て支援について
第4回	平成24年11月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立保育所（公）と私立保育園等（民）の役割分担について 2 地域における子育て支援のあり方について
第5回	平成24年12月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）および導入手法について 2 パブリック・コメントに寄せられた意見の概要および市の考え方について
第6回	平成25年1月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリック・コメントに寄せられた意見の概要および市の考え方について 2 今後の市立保育所の方向性について
第7回	平成25年1月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1 府中市保育検討協議会報告書（案）について
第8回	平成25年2月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1 府中市保育検討協議会報告書（案）について

府中市保育検討協議会 資料一覧（仮）

資料番号	資料名	備考
1	第1回府中市保育検討協議会資料	第1回 資料5
2	第2回府中市保育検討協議会資料	第2回 資料1
3	認可保育所における保育サービスに関する保護者アンケート集計結果（概要）	第2回 資料2
4	第3回府中市保育検討協議会資料	第3回 資料1
5	府中市保育所父母会連合会実施アンケート結果	第3回 資料2
6	第1～第3回保育検討協議会のまとめ	第4回 資料1
7	就学前児童数町別分布図	第4回 資料3
8	市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）	第5回 資料1
9	市立保育所への民間活力導入手法（イメージフロー図）	第5回 資料2
10	パブリック・コメントに寄せられた意見の概要及び意見に対する現状の市の考え方（案）	第5回 資料3 第6回 資料1
11	府中市保育所父母会連合会資料（保護者意見）	第5回 資料4
12	今後の市立保育所の方向性（案）（保育課内検討資料）	第6回 資料1
13	府中市保育検討協議会（第1回～第5回）委員等意見集	第6回 資料2
14	市立保育所における民間活力の導入 検討経過	第7回 資料2